

ドッグラン利用規約

1. 基本的なしつけ（特に呼び戻し）ができない犬はリードを装着しリードを放さないこと。また、首輪は、必ず装着すること。
 2. 予防接種（狂犬病、5種以上の混合ワクチン）を1年以内に受けていること。また、狂犬病予防法にもとづく「鑑札」と「注射済票」を犬に着けること。
 3. 発情期のメス犬及び健康状態に異常のある犬は利用しないこと。
 4. ドッグラン内でのトラブル（事故・犬の負傷・死亡・盗難・噛み付きなど）は、飼い主同士の責任で解決すること。
県及び指定管理者は一切責任を負いません。ただし、犬が人を噛んだときは、飼い主は保健所へ届け出ること。
 5. 他の犬や利用者に対して攻撃的な犬、必要以上に吠える・威嚇行為をするなど恐怖感を与える犬、及び闘犬類などの犬種は利用しないこと。
 6. ゴミや飼い犬のフンは各自持ち帰ること。尿については、備え付けの水をかけること。
 7. ドッグラン内でエサやりや飲食は行わないこと。
 8. 犬を連れた方以外は利用しないこと、犬以外のペットは利用しないこと。
 9. 中学生以下の利用は、保護者が同伴すること。
 10. 飼い犬から目を放さないこと。
 11. ボール等遊具は、混雑時に使用しないこと。必ず持ち帰ること。
 12. 営利目的の犬は利用しないこと。
 13. 物販、勧誘行為をしないこと。
 14. ドッグラン内は禁煙とします。
 15. 入退場時はリードをつないだまま二重扉を順次開放し、もう一方の扉が閉じていることを確認して通行すること。
特に他の犬や利用者がおられる場合、十分安全確認を行うこと。
 16. 公園職員の指示に従うこと。
- ※これらルールについては、運営状況を見て、追加、見直しを行うことがあります。

平成 30 年 8 月 1 日

県営都市公園奥びわスポーツの森

指定管理者 特定非営利活動法人 P. P. P. 滋賀

